裁判員経験者との意見交換会議事録

1 日時

平成24年9月19日(水)午後2時~午後4時

2 場所

福岡地方裁判所中会議室

3 主催者

福岡地方裁判所

4 参加者

裁判員経験者5人

福岡地方裁判所裁判官 田 口 直 樹(第4刑事部部総括判事)

福岡地方検察庁検察官 髙 岡 重 行

福岡県弁護士会所属弁護士 三 浦 徳 子

福 岡 地 方 裁 判 所 裁 判 官 林 秀 文 (第 3 刑事部部総括判事)

(司会)

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙)

裁判員経験者を「経験者」と表示する。

第1 意見交換会

1 裁判員裁判に参加しての全般的な感想等

司 会 者:それでは,今日は裁判員経験者の方,大変お忙しい中,裁判所におい でいただいて本当にありがとうございました。本日の進行役は,第3刑 事部で裁判長をしております私,林の方でさせていただきますので,ど うぞよろしくお願いいたします。それでは、本日の、まずこのような会 を開きました趣旨ですが、こういう会を開きました趣旨は二つございま す。まず一つ目は,このような会を開いて裁判員経験者の方から生の声 をお聞かせいただくことによって、県民の皆さん方の裁判員裁判に対す る知識を広めていただいて,理解を深めていただいて,そして不安感を 軽くしていただく,こういうことがまず一つございます。それから二つ 目のねらいは,今日の皆さん方からの生の声を聞かせていただいて,裁 判官、検察官、弁護士が、これからの裁判員裁判に皆さん方の声を役立 たせて、これからの裁判員裁判をいいものにつくりかえていこうという ことに使わせていただく、こういう趣旨でございます。それでは、これ から本論のほうに移らせていただきます。最初に、今日の柱は裁判員裁 判の全般的な感想、印象というようなものを、最初の20分間、それか ら途中の50分間で,選任手続,審理,討議,判決言い渡しの関係につ いてのお話。それから最後の20分間を、県民の皆さん方へのメッセー ジというようなことで、これから約90分、時間を使わせていただきま す。それで最初に,皆さん方が裁判員裁判に参加されて,全般的な感想 なり、印象なり、あるいは皆さん方の生活あるいは考え方のようなもの について、何か変化があったかどうかというようなことを含めて、何で も結構ですので、どなたからでも結構ですので、お話をお聞かせいただければと思います。先ほど待合室の話の中で、4番の裁判員の方から、裁判員の最初1か月ぐらいは、なかなかちょっと頭に残っていて、最近はだんだん薄れていったかなというお話されてましたが、最初に4番の方から、裁判員裁判の御経験なさった全般的な感想を、何でも結構ですのでお伺いさせていただいてよるしいでしょうか。どうぞ。

経験者4:まず、今日の意見交換会に参加するというところから始めさせていただ きますけれども。まず,裁判員を経験できたということが,自分では参 加したいと思っても参加できないわけですから、それが結果的に選出さ れたということは非常に貴重な体験だったというふうに自分では感じて おります。ということは,やはりこういうような意見交換会への出席と いうのは是非しなければいけないんじゃないかなという気持ちもありま して、出席させていただきました。幾つか言いたいことがあるんですけ れども,一つは,一応選出されましたので,候補になりましたのでとい う案内状をいただいたときに、勤務先にきちんと申し出をすることで理 解をいただくと。勤務先のほうも、公民権ということで、それは是非行 ってくださいというふうに言ってくださいましたので,非常に私として は行きやすかったです。期間が前もって何日間の審理期間ですと書いて ありましたので、それで休みやすかったというのは思っております。も しこれが例えば1週間とか,もっと長い期間であれば,どうしても仕事 の都合上,それは果たしてそれが良いというような状況だったかなと思 います。先ほど、少し時間が経ったということで、この意見交換会の御 案内をいただいたときに日常に戻っておりましたので,そう言えばちょ っと記憶が薄れたかなというふうに思いまして,思い起こしていたんで すけれども,終わって直ぐというか,その頃というのは,事件の被害者 のことを考えたり,自分がもしその現場にいたらというようなことを考

えたり、自分の家族が被害者だったらということを考えたときに、非常 に怖くなってしまって、どんなふうに防犯したら良いのか、そういうと ころまで家族で話してしまうようなところがありました。被害者の気持 ちを思いますと,非常に怖かったでしょうし,絶対許せないというのは 当然だったと思います。ただ,被害が少ないような事件でしたので,そ ういう意味では,私たち裁判員としての精神的な負担はやや軽かったの かなというふうに思いました。と思う一方で、最終的に刑期まで決めな ければならないというところで,頭では知っていたんですけれども,実 際に評議を進めていくときに、非常にその刑期を決めるという重さを感 じました。被告に対してですけれども,被告は罪を認めてはいるんです けれども,反省をしているというか,自分が二度とこういうことを起こ したくないというふうに思っているのかなと、そういうのが全く感じら れずに、人生をなめているんじゃないのかと。自分が自立していくこと のプライドというものを持っていないように感じたんですね。それで, 裁判というのは,あくまで犯した罪に対するものですから,刑を決めて, 刑に服すると。当然なんですけれども、そのことが被告の更生というと ころにどれぐらい結びつくんだろうかと。そちらのほうに、非常に気持 ちの方が行ってしまって,最終的には,再犯というのをどう防ぐとかと いうのを、実は私たち国民も、もうちょっと考えなくちゃいけないんじ ゃないかなと思うに至りました。そういうようなところが、感想です。

- 司 会 者: どうもありがとうございました。それでは,もう少しお話をお聞かせいただきましょうか。3番の方,いかがでございましょうか。どうぞ,お願いいたします。
- 経験者3:4番の方とはちょっと見方が,変わった見方をしまして。まず,この裁判を経験した中で,裁判長さんの方々からの,ものすごく砕いたものの言い方ですね,専門用語とかの,そういう努力は,ものすごく感じたん

ですけれども。その後,この裁判を経験した後に,実際,何をするかというのは,結局,ある程度,自分たちはもう広報人みたいな立場を,ある程度は負っているんじゃないかと思うんですけれども。実際,そうなったときに,どういったことが言えるか。裁判の中身は,結構,過激なものなので,それをもろに普通の方々に言うのはどうなのかなと思った。それが一つと,ちょっと違うんですけれども,一般常識で,良い悪いは判断できるんですけれども,一般市民が刑期まで決めるのは,ちょっとどうかなと思った。勉強もやってないし,一般生活で勉強して得られるものでもないし,これはちょっと,自分たちができる作業というものが,仕事じゃないような気がするんですけれども。そこら辺り,皆さんはどう思っておられるかと思いまして,ここに参加した次第なんですけれども。感じたところは,こういったところです。

- 司 会 者: ありがとうございました。それでは,続いて,裁判員裁判の全般的な 感想なり印象なり,何でも結構ですので。それでは,2番の方,お願い いたします。
- 経験者 2 : まず,この裁判員制度自体が,私の方では混乱が残ってまして,整理がついてません。具体的に申しますと,随分昔,実は,私は技術系のエンジニアですから,こういう法律というものは全く疎い,もう素人も素人,超ど素人です。新聞の報道でしか知りません。したがって,幾つか,その裁判員制度ができたときに,ああこういう制度だなとイメージは持ちましたが,ややそれに近いことは出されました,事実。ところが,最終的に,いつだったかは覚えてませんが,新聞でこういうものになったという報道は,有罪・無罪の量刑は決めないというような趣旨だったように記憶しております。ところが,その後,私も不勉強で,どんどん状況が変わったようで,結局は刑も決めなさいということで,いつぞやはどこかの地裁で3カ月という,長丁場のものもありましたが,果たしてそ

の検察の方,裁判官の方からいろいろ教えていただきながら,そういう 刑期というものを決めるわけですけれども、私ども素人が、前後の資料 は、多少教えていただくにしても、全くの素人が、そこまで介入できる のかというのは,私は未だに整理がつきません。もっと手前に引き戻し て考えると,私どもはプロフェッショナルではありません。頭から,き ちっとした整理はできていません。法学部の生徒さんは,最初にそれを 学ぶそうですけれども,引き出しがないわけですね。その中で,果たし てこういう役目を承って良いのかどうかというものなどが,混乱のもと の一つです。それから、次に、後ほどまた触れたいと思いますけれども、 どうしても素人にありがちな感情に根差した論議になりやすい。これは, 素人でありますから,仕方が無いとは言え,裁判員制度そのものが,市 民感覚を持ち込むというものとされておりましたけれども、それに根差 すならば,ややフェアではない。素人はどうしても感情を根拠に,理屈 をつくっていきます。これは,私もそうです。私が参加した裁判員裁判 でも,やはりそういう傾向は否めませんでした。それをもって,お仕事 を進めていくのが、果たして正しいのかどうかということに、私はまだ 混乱を引っ張っています。よって、今日は皆様の御指導や御協力を承り ながら,自分なりに整理していきたいと思って参加した次第でありまし て,実に実に,薄氷を踏むような思いで出席しております。以上です。

司 会 者: どうもありがとうございました。刑期を決めることについての御意見, 結構,皆さん方からたくさん出てますですね。ありがとうございました。 それでは,さらに,もう少し裁判員裁判の感想,印象あるいは何か全般 的なこと,何でも結構ですので。それでは,1番の方,お願いします。

経験者 1:今年 1 月,裁判員裁判の前ですけれども,一昨年の暮れに,候補ですよという通知が参りました。裁判所からの書類を受け取ることなんかなかったものですから,最初は,封を開けるのも何事だという感じだったで

すね。何か,大変な事をしでかしたのかなと思って調べましたけれども。 それで、忘れた頃になって、去年の年末近く、何月何日ということで正 式な書類が参りまして、一応、そのときに選任されて、初めて来ました。 結果を見ますと,経験して非常に変わったと思うんです。何が一番変わ ったかと言うと,新聞の社会面ですね。もうほとんど読んだこと無かっ たですけれども,読むようになりましたね。それで,いろんな犯罪の, 例えばこの犯罪はどういう結果になったとか、非常に興味を持つように なりました。あと、自分が経験した裁判員裁判の印象なり感想なり。そ れとあと、他人に聞かれたときに、結構、自分が積極的に言うようにな りました。これはやっぱり違ったことなんです。経験しなかったら、興 味持たなかったですね。それで,良し悪しというやつは,いろいろ御意 見あると思うんですけれども、私は、参加して良かったと思うし、多分、 一生に1回の機会ですけれども,他人から経験を尋ねられたら,良い事 だよと言うと思います。それから,実際の審理なり含めてですけど,法 廷の中の雰囲気は,想定したものとちょっと違いまして,粛々とまさに 進んで、非常にスピーディーで、なおかつ私も素人でございますけれど も、わかりやすく、きちっと整理されて、考えやすかったと思うんです。 ただ、一番最初、変な話ですけれども、緊張感が薄れて眠たくなったら どうしようというふうに思ってました。実は、爆弾ガムを忍ばせてたん ですね。実際には、それと全く関係なくて、5日間でしたけれども、久 方ぶりに集中できたと思います。緊張感を持って集中したと思います。 これ、日頃なかったものです。あと、細かい点、いろいろありますけれ ども、あとの機会があると思いますので、取っておきたいと思います。

司 会 者: 忍ばせられた爆弾ガムは結局使わずに, 眠たくならなかったということで。ありがとうございました。それでは, もうお一方, お伺いさせていただきます。裁判員を経験しての全般的な感想を一応, 何でも結構で

すので。それでは5番の方,お願いいたします。

経験者5:5番です。私の方,仕事が一応3,000人規模の団体の中で,人事の 方の担当をやっているんですけれども、その中で、裁判員裁判制度が始 まったときに、裁判員として出て行くときの休暇の問題とかがありまし たので,そういったところをどういうふうに取り扱うかというふうなこ とを,何年か前に,始まる前に話して決めたことを覚えております。そ の中で、今回、私の方に通知が来て、公休的な形でお休みをいただくこ とにはなったんですけれども,選任手続のときの1日と,裁判員として こちらの方に伺う5日間と合計6日間,今日も含めて7日間ですけれど も、職場の方の理解もあって、スムーズに出席をさせていただくことが できております。その中で,先ほどからの意見もありましたけれども, 自分自身にこういうふうな機会が巡ってくることは想定しておりません でしたけれども,偶々本当に当たったんだろうと思います。この機会を, 経験したことを自分は貴重な体験として,いろんな方にお話をしていく ようにしたいというふうには思っております。その中でも、今回、これ で裁判員裁判制度に参加させていただいた後に、週明けに勤務した際に は、職場の方に時間をいただいて、自分の感想、今までこういうふうな ことを携わって来ましたというふうな感じで、30分ぐらい時間をもら って、資料も回覧させてもらった。名前とかはもちろん伏せてますけれ ども,こういったことの裁判を自分は担当してきましたというふうな形 で,その自分の課だけですけれども,朝礼の時間を使って感想を述べさ せていただきました。こういった形で、自分が知り得た内容を、これか らも周りの人にも機会があれば伝えていきたいというふうには思ってお ります。内容としましては,私のときは,今いらっしゃる林裁判長のと ころに出席しておりましたけれども、初めてのことでしたから、不安も ありましたけれども、内容としましては、意外と審理の場においても和

気藹々とした感じで進んだ印象を持っておりました。ただ,先ほど意見が出てましたけれども,最終的に刑期を判断するというところ,最終的な審議があるときに,説明はありましたけれども,判例ではこれぐらいですねというふうな説明で,ちょっとそれを聞いていくと,それで,その数字でいいんだなというふうに,何となく,漠然と思ってきてて。あと,これについては,裁判員裁判が終わった後については,もう普通の生活になってましたので,先ほど他の方が言われたように,余り記憶の中に思い起こすことはありませんでしたけれども,時々新聞のいろんな記事とかを見たりするときに,今回自分のときは暴力団の方の分でしたので,暴力団の方が云々というふうな形の記事を見ると,ふっと被告の方の顔がよぎるとかそういうふうなことはありました。そういった感じです。

2 審理

司 会 者:それでは、一当たり皆様方から裁判員を経験していただいての全般的 な感想なり印象といったものについてお話いただきましたが、それでは 次に、これから各論的なところに入らせていただきます。裁判員経験者 の方には、皆さん方に、最初に裁判員として候補者の中からくじで最終 的に選ばせていただくわけですが、裁判員として候補者の中から選ばせ ていただくという選任手続、それから実際に法廷が始まりますと法廷で の審理、それから審理が終わりますと評議室での裁判員と裁判官の評議、それから評議に基づいた判決の言い渡し。選任から審理、評議、判決、こういうように流れていくわけですが、皆さん方が選任、審理、評議、判決ということの中で、どんなことで、例えばこの辺りで自分たちが困ってしまったとか、あるいはこういうところはよく工夫されているなと 思ったとか、何でも結構ですので、特に審理に時間を、皆さん方のお話

を聞かせていただきたいと思いますので。少し審理のところの時間を置 かせていただきながら、お話を聞かせていただきたいと思います。審理 は、最初に被告人が人違いでないかどうかということを確認した後、起 訴状について被告人と弁護人の簡単な言い分を聞いた後に、被告人と弁 護人の起訴状についての簡単な言い分を聞いた後に、まず検察官の冒頭 陳述、それから次に弁護人の冒頭陳述というものが行われるわけですが、 検察官や弁護人の冒頭陳述を皆さん方が聞かれる頃には,緊張感の度合 いは、落ちついて、検察官や弁護人の話を十分頭に入りやすいような形 になっておられるのか。まだまだ緊張感が非常に強くて、なかなか検察 官や弁護人の話を理解するのは、なかなかそこまで精神的な余裕という のが未だ持ちづらいというようなところもあったと。その辺りの緊張感 の度合いとかいうことも含めて、検察官や弁護人の冒頭陳述のところで 皆さん方がどんなことを感じられたのか,あるいはわかりにくさみたい なものを含めて,皆さん方の御印象,何でも結構ですのでお聞かせいた だければと思いますが。どなたからでも結構ですが。冒頭陳述のところ は、いかがでございましょうか。緊張感はどんな具合だったでしょうか ね。1番の方,いかがでしょうか。

経験者 1:私は,実は緊張したのは,実際裁判が始まる前の選任のところの方が緊張しました。どなたが選ばれたという,そこのところです。その時間だけが非常に緊張したと思います。一番,実は疲れたのは初日です。冒頭陳述のきちっとした書類を見ながら,わかりやすいなと思ったんですけれども,最初の,例えば私の場合少年犯罪の強盗致傷の事件だったんですけれども,少年の顔を見た瞬間,自分でこれはおかしいなと思いました。何がと思ったのは,感情的な意味ですけれども,この人を裁くのかというのが一つありました。そこはちょっと,通常と違う感情がちょっと感じました。それ以外のところは,疲れが,余り緊張したという感じ

はありませんでした。

- 司 会 者: ありがとうございました。それでは5番の方にお伺いいたしますが、検察官や弁護人の冒頭陳述は役に立ったかどうかというような視点からはどんな具合でしたか。5番の方が御経験なさった事件は、傷害事件が2件、それから傷害致死の事件、あと覚せい剤の事件があったかと思いますが、一番中心的に争われていたのは、傷害致死の事件について被告人が加えたとされる暴行から被害者の方が亡くなるまで、あの事件は5日間、日がちょっと経っていたというところがあったんですが、被告人の行った暴行と被害者の死亡が繋がっている、法律的に繋がるのかどうかというような辺りが、検察官や弁護人、その辺りを意識しながらやってたかなと思うんですが、実際検察官や弁護人の冒頭陳述が役に立ったかどうかというのは、5番の方、いかがでございましょうか。
- 経験者 5: 私の参加させていただいた分については、もちろん手元にいろんな写真とかもたくさんありましたし、それに基づいていろいろ検察官や弁護人の方のお話もありましたので、きちんと話の内容は聞けたように記憶しております。説明自体も、時々わかりにくい言葉もあったようにも思いますけれども、流れの中ではきちんと確認しながら聞くことができたというふうに記憶しております。
- 司 会 者: ありがとうございました。写真などが出てくるのは,冒頭陳述の後の 証拠調べが始まった後という局面になるんですが。証拠調べの始まる前 の検察官や弁護人の冒頭陳述のところ辺りで,4番の方,何かその辺り でいかがでしょうか。
- 経験者4:私が担当したのは、被害者の方が大きな怪我では無いとか、被害金額が 少ないというような冒頭陳述だったんですけれども。一つ、選任手続の 宣誓をしましたですね。そのときに非常に私はプレッシャーを実は感じ たんですね。やはり冷静な判断をしなければならないということを自分

の肝に銘じようと思ったんですけれども、被告の入って来られた顔を見た途端に目が合ってしまったと自分では思ってるんですけれども、その顔が非常に忘れられなくて、実は自分では余り緊張してないとか、よく聞いてたつもりなんですけれども、一回戻ってもう一回考えたときに、十分に自分はそのときに聞けていたんだろうかというところは少し感じました。やっぱり冷静なつもり、落ちついて、自分では感じて無かったものが、実はやはり少し緊張してたりとか、その辺がよく理解できていなかったというのがあったんだろうかと。難しい、複雑ということではなかったので大筋がおかしいということではないんですけれども、もうちょっと細かいところを、もし自分がそこに気がつけたら更にもうちょっと深いところが自分で考えられたのかなと、ちょっと思いました。

- 司 会 者:4番の方が御担当をなさった事件は、強盗致傷や強盗。事件としては、女性が被害者の2件の事件でございましたですね。検察官や弁護人は、冒頭陳述のときに、A4判の1枚の紙をそれぞれ、検察官もA4判の1枚の紙を配って説明していたかと思いますが、弁護人もA4判の1枚の紙を使っていたかと思いますが、分量的なところで、何か、適切であったのか、多過ぎたのか、いやもっとあっさりしていいんだというような、少しその辺り何かございましたら教えていただいてよろしいでしょうか。
- 経験者4:分量的には、それほど多いとか少ないとかいうことは、私としては感じませんでした。ちょうどいいのかなと。あの時間の中で見ていくにはそれぐらいでもわかるのかなと思ったんですけれども、説明の文書というもの、そういうものが意外とすっと頭に入りにくくて。先ほど、もうー回事件を思い出すということで見せていただいたんですけれども、そのときにもう一回見て、初めてここにこういう言葉が使ってあったんだとか、それほど自分はそんなに緊張してたのかなと思うんですけれども。忘れてた部分もあるかもしれません。双方の方が何を言いたいのかとい

うのは,ちょっとぼやけてたような感じは,私はしました。

司 会 者:ぼやけていた理由について,何か思い当たられることございましたら。 もう御記憶の範囲で結構ですから,何かございましたら。

経験者4:いろんな状況があったから、その辺を説明されてたと思うんですね。ですから、その説明が多過ぎて、うまく、ちょっと視点がぼやけてたのかなというところですね。だから、この事件の中だけで話をするんであれば、その時点だけのことをすっきりと言ってくださって、後からそれに関してこういう事情があったという話をしていただいたほうが良かった。最初にいろんなことを言われたので、掴みにくかったようには思うんです。

司 会 者: じゃあ冒頭陳述のところでは,もう少しあっさり。後で証拠調べに入ってから,いろいろ裁判員がわかるようにしていただいたら良かったかなと,そういうことでございましょうかね。

経験者4:そうですね。私だけがそう思うのかもしれませんけど。

司 会 者:ありがとうございました。それでは次に、2番の方にお伺いいたしますが、2番の方が担当なさった事件は、2件の強制わいせつと、それから傷害事件と、合計で事件は3件あったようですが、弁護人は、2番の方の担当された事件のときには、冒頭陳述は、弁護人は書類を配らずに口頭だけで、検察官は書類を配ったようなんですが、弁護人は冒頭陳述のところでは書類を配らずに口頭だけで、口での説明だけでやったようですが、それで特に、2番の方のときの事件は、争いはなかったようですが、それですが、格別わざわざ書類を必ず配るというような、そういうものでなくても、口頭で弁護人の説明、特にはそうお困りにはならなかったというようなこと、その辺りいかがでございましょうか。

経験者 2: 御質問の趣旨は私どもで理解してますことでございますので,お答え申 し上げます。まず,順番が前後になってしまいますけれども,事務方の 方を含めて全ての説明等々のシステムは上手に機能したと思っておりま すし,私ども素人でもわかりやすい,上手な対応でありました。これは, 裁判官の方,検察の方,弁護士の方の全てを含めてです。私どもにわか るような丁寧な言葉運びや論理でやっていただいたので、相当御負担が かかろうと思いますが,ありがたいことだったと思っております。次に 私が担当した件について申し述べれば,説明の紙を検察官は配ったけれ ども弁護士は配らなかったということについてです。紙を配っていただ きまして、髙岡先生が御一緒でしたけれども、非常にわかりやすい、私 ども素人が要点を的確に掴めるような説明であったのですが,逆に申し 上げれば、その紙がない弁護士の側はその分ハンデを負うわけで、やは りどうしても生身の人間としてはわかりやすいものを真実と捉えてしま う傾向がややもすればある。そこに、よくよく読み込めば感情的なもの も否定することはできないということで、弁護士の方は、やはり同量で ある必要はないでしょうけれども,何がしかの説明の紙は出されたほう が良かったのかなと個人的には思っておりました。つまりシステム上の バランスを取るという意味では,検察官だけが出しているのはいささか 均衡を欠くのではないかと思った次第であります。言葉を強く言えば、 いささかアンフェアな面が無きにしも非ずと私は感じております。ただ, 弁護士の方々、判断をして出されなかったんですから、それはそれで良 いでしょう。ただ、その私のケースについてのみ申し上げれば、刑務所 の中での教育を幾らかでも受けましたかという質問をわざわざしたんで すけれども,返答はいただけませんでした。そういったことのバランス をとれば、理解を私どもがすべきものですが、何せ素人の悲しさでそこ まで読み込むことができませんでした。展開については,非常に明確で, かつ余計なことをするでも無く、納得いくものではありました。それに ついて異論はございません。以上です。

- 司 会 者:2番の方に,もう一つだけ。争いのなかった事案ですので,争いのない事件だったので,もし検察官も,争いもない事件だったということで,口頭で書類を配らずにやったんであれば,それはもう検察官も書類無し,弁護人も書類が無いと。口頭で行われても,それはそれで,そうわかりにくさというのは,格別書類が無くても,争いがない事件の冒頭陳述であれば,書類が無くてもそうは困らないかなという,その辺りはいかがでございましょうか。
- 経験者 2 : お話のとおりでありまして,あのケースについては,先生のおっしゃるとおりだと思います。ただ,一般論として,これを広めに考えた場合,やはり何がしかの説明があった方がわかりやすいのは確かでありますので,私が担当したのは偶々至極単純なものでしたけれども,どなたが御覧になっても問題の無い,争いの無い事件でしたから。ただ,これが他の若干複雑な様相を見るようなケースだった場合に,果たしてそういった形の説明でできるかというのは,私はできないと思ってます。その意味で,検察官の方が説明書を出されたのは正解だと思うんですが,以下は先ほど申したとおりです。
- 司 会 者: ありがとうございました。それでは3番の方にお伺いいたしますが, 3番の方が担当なさった事件は,裁判員の方のアンケートを拝見いたしますと,検察官の冒頭陳述メモの図解が一部理解しにくかったというような感想もあったんですが,何か思い当たられることがございましたら,教えていただければと思いますが,いかがでございましょうか。
- 経験者3:単語的に,専門的な用語がちょっと検察官の方が多かったかと思います。 ただ,弁護士の方,検察官の方も,冒頭陳述のときには,ある程度の流 れというんですか,それは両方されてたんですけれども,それ自身はわ かりやすかったと思います。日を追うごとに争点に対して狭まっていく というんですか,そういうふうにずっと持っていかれたのは非常にわか

りやすかったと思います。例えば,なぜ暴行に至ったのかとか,あと覚せい剤で死んだのか,暴行によって死んだのかという,そこ辺りの争点は,最終的にそこのほうに向かっていくような形で,非常に流れとしてはわかりやすかったと思っております。

司会者:ありがとうございました。それでは、今度は証人尋問ですとか被告人質問辺りの話を少しお伺いさせていただければと思います。証人尋問でも被告人質問でも、どちらでも結構ですので。4番の方にお伺いさせていただきますが、4番の方の担当なさった事件は、被告人に対する質問の場面で、先に弁護人は約35分ほど被告人に対して質問をして、その次に検察官は約1時間25分。ですから、弁護人の倍以上、かなり長時間にわたって検察官の被告人質問をしたようですが。裁判員の皆さん方のアンケートを拝見いたしますと、検察官の聞きたいことがわかりにくかったとか、過去の終わった事件に時間をかけ過ぎていて何を聞きたいのかがよくわからなかったとか、アンケート結果を見るとそういうのが書かれてはいたんですが、4番の方は、実際に担当なさった事件、先に弁護人が35分ほど質問した後、検察官が約1時間25分質問をして、検察官の質問、わかりやすいと思われたのか、その辺り御記憶ございましたら、感想なり何でも結構ですので、教えていただいてよろしいでしょうか。

経験者4:アンケートに書かれてあるとおりに私も感じたんですけれども。多分,知識としては,なぜそういう事件を起こすに至ったかというところをきちっと説明したいと思って質問していたと思うんですけれども,余りにもそちらの方の時間が長過ぎたりとか,あちこちに飛んでしまっていたので,聞いている私たちは,いや,まずその前にこの事件のことを先に聞いてほしいなというふうに思いました。例えば,その事件を起こす気になったその本人の気持ちですとか,条件ですとか,そういうのがある

のであれば、その後に、じゃあどうしてですかという形で聞いていただいた方が、聞いている方は非常に整理しやすいですね。今の時点で聞いていって遡っていった方が、整理がしやすいです。過去の事件から順番に聞いて行かれても、それをずっと追いかけて行って、最終的に「はい」か「いいえ」なのかをずっと最後まで聞いていないとわからないというのは、私たちにとっては非常にしんどい感じがいたしました。

- 司 会 者:まずは今,今回起きた事件がまずどうなのか。そして,それに至る経緯みたいなものは,あんまり,例えばそこに前科とか,そういう内容の質問とかもかなりあったんでしょうかね。
- 経験者4:過去こういう事件を起こされましたねとか,そういう話は結構言われてたんですね。ですから,もちろん前科のことっていうのは一つ問題かもしれませんけれども,一応これ,評議のときに裁判長から伺ったときには,今かかっている事件そのものについての判断をしなければならないことで,前の分については一応考えないということが原則ということをおっしゃってました。そうなってくると,先にそういうことをいろいろと聞かれてしまうと,やはり私たちの判断が,素人判断がさらにまた迷ってしまうということはあるんじゃないかなと思いましたし,整理をするのがとっても大変でした。ですから,その事件にまず関係して,その本人がどんな気持ちでなぜそんなことをしたのかということを先に聞いていただいて,もしそれに関わるような過去のお話があるようでしたら,その後に言っていただいたほうが私たちにとっては非常にやりやすいなと思います。
- 司 会 者:担当者である田口裁判長,今の関係で何かお尋ねなりございましたら, どうぞ。
- 裁 判 官:今御指摘いただいたとおりで,聞いている側からすると,まず結論というんですかね,今のことを聞いて,どうしてなのみたいなことは後づ

けで聞いたほうが多分わかりやすいという御発言だったと思うんですけれども、それ以外の観点で、時間的な、覚えておらないということであれば結構なんですけれども、時間的な印象として、集中力の面とか、聞いている内容にもよると思うんです。長いと思ったのか、いやまあ終わってみればそんなに長いとは思わなかったのか、その辺りの何か御感想みたいなもの、もし覚えておられたら、あわせて聞かせていただければと思うんですけれども。

- 経験者4:はっきりとは覚えていないんですけれども、多分、検察官の方がずっと話される時間が非常に長かったように思います。それで、被告の方は、それに対して返答する、ずれていたりとか、そういうのがあったりしてたので、本当は、検察官の方が被告人とかに聞き出していただかないと私たちは判断できないんじゃないかなというふうに思ったんで、余りにも検察官が、あれはこうですねと、あれ全部代わりに説明されてたような感じがしてたんです。そこがちょっと、私たちとしては首をかしげることがありました。
- 司 会 者:検察官の質問,答えを求めるときの質問が,ちょっと長過ぎたり,そ ういうようなこともあったんでしょうかね。
- 経験者4:それもあったように思います。だから、被告の方はある程度理解されたかとは思いますけれども、時々こっちと違うような返事があったり、そうじゃなくて聞きたいことが違ったんじゃないかなというところがあったりしましたので。そういうところは、もう少しうまくお話を進めていただいた方が良かったのかなと思います。
- 司 会 者:ありがとうございました。3番の方にお尋ねさせていただきますが、 3番の方が担当なさった事件は、傷害致死の事件と覚せい剤の事件だったと思いますが、その傷害致死の事件の関係で被害者の御遺体を解剖された解剖医の方の証人尋問があったかと思いますが、そのときの検察官

の解剖医の方に対する質問の中身が,例えば鑑定書の中身を法廷で読み上げて,そしてそれに対して,例えば解剖を担当された証人の方が,検察官の質問に対してそのとおりですと。一言か二言,そのとおりですとか,そういうような質問が結構多かったような話も聞いているんですが,御記憶ございましたら,どんな印象をお持ちになられたか,教えていただいてもよろしいでしょうか。御記憶ございませんでしょうか。ちょっと細かいことで,申しわけありません。済みません,お願いいたします。

- 経験者3:尋問に対して、解剖された解剖医の方ですね。自分らにものすごくわかりやすい形で説明はされたと思います。それともう一つ、自分の考えですね、そういう致死に至った自分の考えをちゃんと述べられて、他の解剖医の方の考え方もございましょうけれどもこれは一般の考え方ですということで、わかりやすくはものすごい説明されたとは思います。ちょっとわからない単語は、裁判官の方々の説明をいただいて十分わかったと思います。
- 司 会 者:ありがとうございました。それでは、5番の方にお伺いをいたしますが、5番の方が担当なさった事件は、傷害事件が2件、それから傷害致死事件が1件、それから覚せい剤の事件だと思いますが、5番の方が担当なさった事件の傷害致死事件の関係でも、御遺体を解剖された解剖医の方の証人尋問があったかと思いますが、その解剖医の方の証人尋問の中で、例えば御遺体の写真ですとか、あるいは死体解剖のときの脳の写真ですとか、いろんな普段皆さん方が目にすることがほとんどないような脳の写真だとか、そういうものを見ていただいたわけなんですが、その辺りのところで、何か感想なり、御意見ございましたら、聞かせていただいてもよろしいでしょうか。余り、例えば写真が不必要に多過ぎたとか、そんなに困らなかったとか、あるいはこういう点があったらもっとわかりやすかったのになとか、何かございませんでしょうか。

経験者5:写真についてですけれども、確かに、かなりきわどいような写真とかもありましたし、その当時参加されてあった方も絶対に見れないというふうな方も中にはいらっしゃいましたので、普段目にすることはないような写真が何枚もありました。ただ、見られてもいいぐらいまで選別したというふうには検察の方も言っておられましたけれども、普段は見ることのない写真でしたので、かなり衝撃的なものであったとは思っております。解剖の先生のお話なども含めて、細かく写真に基づいて説明とかもありましたし、必要だったのかなというふうには思っております。個人的には、仕事柄全然そういうことを見たことがないというふうなことではなかったので、凝視してというか、写真は、こういうことで、こういうふうな脳のところに傷害が来ているんだなというふうに、先生の話と合わせながら確認をしていくようにできたというふうに、個人的には思っております。

司 会 者:5番の方に見ていただいた脳の解剖写真の中に,例えば脳を上から見た写真とか,裏側から見た写真とか,いろいろございましたが,写真の中に,例えば脳の前方,こちらが前でこちらが後ろで,こちらが右でこちらが左だという,前後左右の説明が見ていただいたものの中には入っていませんでしたが,あの辺りはいかがでございましたでしょうか。

経験者 5:確かに写真の中には無かったかとは思いますけれども,先生の話と合わせていく中で,どの方向というふうなことは確認できたとは思います。

司 会 者:3番の方,どうぞ。

経験者 3: 自分の裁判のことをちょっと,自分なりではものすごい過激な写真だったんですけれども,ちょっとああいう写真では,自分は弱いものですから,自分よりももうちょっと弱い方とかおられると思うんですよ。選任のときが一番,ちょっとあれはこうでしたと言ったほうが良いような感じが自分はしたんですけれども。

司 会 者:選任のときに,こういう証拠調べの話とかちょっとだけでも教えてい ただければと思われる、そういう御趣旨でしょうかね。確かに、選任の ときには、事案の概要説明でこういう事件ですよというお話はするんで すが,それ以上の説明は一切しておりませんですね。ありがとうござい ました。それでは,今日最初の全般的な皆さん方の感想の中で刑期の話 がありましたので,裁判員裁判のときには,皆さん方御経験いただいた とおり、有罪か無罪かだけではなくて、有罪である場合には具体的な刑 の数字まで皆さん方で御議論,裁判官とも評議していただいて結論を出 すということになるんですが。その刑期を決めるにあたっての皆さん方 の御苦労、あるいはわかりにくかった点など、審理と評議と少し絡めな がら話を進めさせていただきたいと思うんですが。例えば,検察官が論 告の中で最後に懲役10年なら10年が相当と考えますと。7年なら7 年が相当と考えますと。最近は,弁護人も何年の刑が相当でありますと いうことを述べる弁護人も結構ふえてきたんですが,例えば,皆さん方 が論告の中で、例えば検察官のほうが、今回はひとり人が亡くなって、 それから犯行の態様も非常に強い攻撃を加えていてという,いろんな事 情を検察官が述べるわけですが、そして最後に懲役8年とか10年とか 数字を述べるわけですが、検察官が結論として述べる数字と具体的に述 べている事情が皆さん方の頭の中で結びつくものとして理解しやすいの か,検察官の述べる事情と数字がなかなか結びつかない,あるいは,同 じように,弁護人が何年が相当だという意見を述べるときに,弁護人が 述べる事情と弁護人が具体的に述べる数字が結びつくかどうか,その辺 り、皆さん方にとって論告や弁論がわかりやすいかどうかという視点か ら,皆さん方の御感想なり御意見,何でも結構ですので,お聞かせいた だいてよろしゅうございましょうか。5番の方,いかがでしょうか。お 願いいたします。

- 経験者5:確かに刑期を数字で出すという作業を最終的に行いましたけれども、あの段階で、意外と自分の感情が宙に浮いているようなと言いますか、確かに判例に基づいて、こういうふうな事例ではこれぐらいの数字でしたっていう、検察官はこれぐらいの数字を出してます。こういうこともありましたみたいな感じでこうなっていく中で、聞いていく内容をただ漠然と数字だけが頭の中に入ってくるような感じがありまして、それでいいんだろうか、それでいいんだろうかと思いながら最終的な数字に辿り着いたというふうな印象があります。
- 司 会 者:例えば検察官が述べるいろんな論告の中に検察官が事情を述べるわけですが、例えば5番の方が担当なさった事件の場合には検察官は15年という数字を結論的に述べたと思いますが、検察官が具体的に述べる事情が、検察官が結論として述べる懲役15年が相当であるという数字に、なぜ検察官がこういう事情を言って、その事情だとなぜ15年という数字になるのか、事情と数字が、検察官の言い分として、言い分は言い分としてではありますが、そこの事情と数字が繋がったかどうかという辺りはいかがでございましょうか。
- 経験者 5 : 記憶が余り詳しくは残ってないんですけれども,そういうものとして話を伺ってたと思います。もちろん知識がない目で参加はしてましたけれども,そういうふうに言われて話が頭の中に入って来ることが全てでしたから,そういうものなんだというふうな受けとめ方を自分はそのときに取ってたと思います。
- 司 会 者: ありがとうございました。それでは,4番の方,いかがでございましょうか。
- 経験者4:刑期は求刑という形で何年っておっしゃったんですけれども,強盗死傷事件の場合にどれぐらいの幅があるのかというのは,前もって余りわかっていなかったと思います。ですから,そのときには,そういうふうな

求刑が出たんだなと、それを持ち帰って評議のときに、裁判長のほうから、こういうような考え方で、例えばこういうような事情があったら上がるだとか、そこから出て来て多分こういうふうな求刑になっているんだろうというところですね。多分、私たちは素人ですから、当然、検察官の方がこういう事情でこうですと言われても、すぐにそれをぱっと理解は難しいんではないかなというふうに感じます。

- 司 会 者:ありがとうございました。それでは、3番の方はいかがでございますか。3番の方が担当なさった事件では、判決は懲役7年、求刑は懲役8年という事件だったかと思いますが。検察官が論告で述べる具体的な事情が、懲役8年という求刑と、裁判員の方の頭の中で、具体的な事情と数字が結びついたかどうかという辺り、何か感想ございましたら、教えていただいてもよろしいでしょうか。
- 経験者3:普通一般に生活している中で、8年が多いのか少ないのか妥当なのか、全く自分の中で基準はそれまでございませんよね。その後、テレビを見ながら説明されて、それでこんなもんなのか、それが正直な感想だと思うんです。普段の生活にとって、あの8年という結論、その場合、その8年という期間で、自分がこれは何年なんだと、そういう数字はまず絶対自分では出せないと思うんです。だから、聞いてから、その基準でどういうふうに上下させるのかという自分の中の感覚だと思うんです。
- 司 会 者:テレビを見ながらとおっしゃったのは、これまでの量刑の積み重ねを グラフとか出ますですね。あのことをおっしゃっていらっしゃるんです ね。はい、ありがとうございました。2番の方はいかがでございましょ うか。2番の方の担当なさった事件は、検察官が8年を求刑して、判決 では懲役7年になった事件だったかと思いますが。例えば、検察官が論 告で述べる事情と、検察官が数字として述べる、その事件の例えば8年 という数字が結びついたかどうかという辺りは、いかがでございましょ

うか。

経験者2:今3番の方がおっしゃったとおりで、それに尽きるんですが、日常生活 の中で7年,あるいは8年という数字を具体的なイメージとして捉える ことはまずありませんし、わかりません。昨今、海外赴任等々で何年、 あるいは研修で何年行くといった場合には大体把握できますけれども、 それでも7年,8年ということにはなりませんので,まず捉えることは 不可能です。それで,勢い,どこでもそうだろうと思いますが,裁判官 の方,あるいはいろいろな方から御意見や御指導を賜りながら,一般的 には何年ぐらいになるんですかということから伺いつつ、それぞれ判断 して、最後は多数決になるんですけれども、まさしく3番の方がおっし ゃったように、ブランクの状態で何年が良いと思うわという回答はでき ません。そこは,私が先ほどこんなことをと言っていたのはそこであり まして,果たして過去の判例もろくに読んだこともない素人が,検察の 方の出された数字をもとに、それから減算法でもって、よくするから2 年減年とか,反省が無いから1年しかしないとかいう判断が,果たして 法律の場でやっていいのかと。惨たらしい写真やら実際見せられたら、 この野郎という気持ちを持つのは当然のことです。ただし,そこを理性 でもって制御しつつ,法律というもので考慮していかなきゃいけないと いう立場にその時点では居るわけですから、皆さんそう努めておられる んですけれども、私は、やはり数字の根拠は検察から出されたものしか 無いというものに甚だアンバランスを禁じえません。じゃあ,おまえら 知っているのか。知らないんです。そこで,私自身の葛藤があります。 いきなり結論を申し上げるのは甚だ僭越で、不遜ですが、やはり素人の 私どもがやるのは有罪か無罪かに止め,そして刑期は裁判官のプロの方 が判断なさるというのが、やはり中間プロセスとしては一番良いのじゃ ないかと今でも思っております。いきなり素人の裁判員が数まで決める というのは,一つの理想の形ではありましょうけれども,まだまだそういう状況には僕は無いと個人的には思っております。わかっていることと,わかっていないことを厳然と区別して,わかっていないことを深く認識してやるべきだと私は考えます。以上です

- 司 会 者: ありがとうございました。それでは、1番の方にお伺いいたしますが、 論告あるいは弁論で検察官や弁護人が述べる刑の重さを決める上での事情と、検察官や弁護人が数字として述べる数字とが、検察官の述べる事情と数字が結びつくのかどうか。弁護人が述べる事情が、弁護人が結論として述べる数字と結びつくのかどうか、その辺り、いかがでございましょうか。お願いいたします。
- 経験者 1: 若干刑期についての考え方の違いはありましたけれども、それぞれのお立場についてそういう刑期が出て来るということについては、自分なりの理解はしております。ですから、結論を私なりに出すまでは、悩むことはありませんでした。一方で、感情に関わることで言いますと、少年犯罪です。でも、外見はもう立派な大人に育ったんですが、どうしても私も父親でございますので、非常に関わってくる分になると、弱い部分がありました。でも、それとは別個に、結構ドライとは言い過ぎになりますけれども、悩まなくて結論を自分なりに出したつもりです。それで、先ほど、冒頭、検察側と弁護側と若干刑期についての考え方が違ったんですけれども、それは当然そういう考え方の違いはあるなということも得心はできました。ですから、あんまり私なりに悩まずに自分なりの結論は出せたと思っています。

3 評議

司 会 者:ありがとうございました。それでは,少し評議のところに時間を。今, これまで評議のお話,少し入っていますが,評議の際に皆さん方が御自 分の意見を言いやすかったかどうか,あるいは評議のときに論告や弁論が,検察官の意見や弁論が役に立ったかどうか。あるいは,先ほどこれまで出た話と重なりますが,被告人の刑事責任を最終的には数字に置きかえなきゃいけませんので,数字に置きかえる作業についての難しさ。これも先ほど少し議論が重複しますが,皆さん方が評議の際に,裁判員として皆さん方がきちんと意見が言えるような,皆さん方がきちんと言えたかどうか。あるいは,評議において論告や弁論が役に立ったのかどうか。あるいは,有罪である場合には被告人の刑事責任を数字にするということの難しさ,あるいはそんなに難しくなかったということなのか。その辺りのところをお伺いさせていただいてよろしゅうございましょうか。どなたからでも結構ですが。順番にお伺いさせていただいてよろしいでしょうか。もう一回,5番の方,いかがでございましょうか。

- 経験者 5 : 評議についてですけれども、裁判員が 6 人と後ろに補充裁判員が 4 人いらっしゃって、それぞれの方が評議のたびに活発な意見を出していたようには思いますので、それに基づいて、検察、弁護の方の内容とあわせて、いろんな意見をそれぞれがきちんと出せていたように思います。いるいろ、それぞれの考え方も違いましたので、いろいろ意見がぶつかるようなところも少しはあったかとは思いますけれども、きちんとした評議内容はできていたように思います。
- 司 会 者: ありがとうございました。4番の方,いかがでございましょうか。評議のときに,きちんと意見が言えるような,御意見は述べられたかどうか。あるいは,検察官や弁護人の弁論が役に立ったかどうか,それらも含めて何かございませんでしょうか。お願いいたします。
- 経験者4:評議の日には,裁判長,とても気をつかってくださって,私たちも,最初はもちろん緊張してましたけれども,だんだんに思いついたことを全てお話できるような雰囲気をつくってくださいました。ですから,本当

に,全く素人の疑問についても全てお答えいただきましたので,本当に 良かったというふうに私は思っておりまして,逆に,評議が和やかとい う言葉を使っていいかどうかわかりませんけれども、きちんと進んでい ったというふうに思っています。私自身も,例えば3日間の中で,評議 の時間の中で,もしかしたら気がついていないようなこともあったのか もしれませんし,自分では理解したと思っていたけれども,実は本当に 理解がいってなかったこともあったかもしれない。それは,その時間内 に納めなければいけないことですので,仕方がないとは思うんですけれ ども、終わってからも時々、あのときにああいうことをもう一回聞いて みておけばもう少し自分の判断にもそれを生かせたのかなとか、そうい うことはあったなと思うんですけれども。一つ,実は私自身が,この 1 0年以上前に,私自身の住んでいる大家さんが実は被害者になられて亡 くなられたんですね。私が仕事から帰ってきたら,住んでいるところが 規制線が張ってあってびっくりしたんですが,それから数日は非常に怖 い思いをしました。その後、亡くなられた方の奥様とかに弔問に行った んですけれども、最終的に十数年というような判決が出たということを 伺ったんですね。何もない,亡くなられて十数年という刑期なのかとい うのが非常に覚えてたので,今回の事件のときに,求刑されたときに, やっぱりこれぐらいの事件だったらこれぐらいは求刑するのが普通かな というふうにまず思いました。それがいいかどうかは別です。それで、 その後に、評議のときにこういう事情の場合にはこういう重さになった りとか、そういうことを教わって、今の状況で、今のこういう法律の中 ではそこでしか判断ができないと,そこでしか決めるしかないというふ うに思ったんですけれども。やっぱり皆さん一緒だと思いますけれども, 私たちが本当に刑期という数字を決めれる、決めなければならない立場 に置かれるというのは、少しどうかなというふうに思います。

- 司 会 者:ありがとうございました。それでは3番の方,評議の関係で御意見, 御感想,何でも結構ですので,ございませんでしょうか,お願いします。
- 経験者3:まず、検察側、弁護士側の資料とか、いろいろ役に立ったかということについて。これは、役に立つも立たないも、まずこれが基本になるものだと思いますから、これはまず十分わかっておかないといけないものだと思うんですけれども。それと、意見が言えたかということに対してなんですけれども、最後の評議の段階になったら、もう皆さんも言いたいことをかなり言われてたと思うんですよ。ものすごい形で意見を言い合ったのかと思います。数字にするのが難しくなかったかというのは、これはちょっと散々申し上げています。大体、基本はこんな感じだったと思います。
- 司 会 者:ありがとうございました。2番の方,続いてお願いします。評議の関係で。
- 経験者 2 : これについて、先ほど申し上げたことと重複しますので割愛しますが、一つだけ補足いたしますと、評議の中では十分活発な議論ができましたし、最初はやや感情的になる面も無きにしも非ずでしたけれども、あれ以上の議論はもうできないというぐらいに存分に議論したと私は捉えております。そして、その自由な議論が、情報提供というか御指導も含めまして裁判官の方々から適時に出されまして、これは大変ありがたいものでした。何せ素人だからわからないというのがありまして、その都度お聞きするんですが、適切な助言をいただきまして議論が皆のものになったと今でも思っております。以上、そういうことです。
- 司 会 者: ありがとうございました。それでは , 1 番の方 , 評議の関係でどうぞ お願いします。
- 経験者 1:評議とか,皆さん自分の思うところをきちっとおっしゃったと思います。 例えば,絶対的な部分で言うとわからないところがあるんですけれども,

相対的に,過去の事例,民事事件の事例,あるいはそれに対する刑期のあり方ですね。そういった情報というやつはたくさんあったと思うんです。それが無かったら多分戸惑う点があったかと思うんですが,その辺は非常に助かりました。今振り返りますと,それぞれ,偶々少年犯罪について,世の中でたくさん起きている事例だったというふうに思います。

4 これから裁判員になられる方へのメッセージ

- 司 会 者: ありがとうございました。それでは,残りの時間を使って,裁判員の皆さん方から県民の皆さん方への,裁判員裁判を御経験なさってからのメッセージみたいなものをお一人ずつお聞かせいただければと思いますが。それでは,お一人ずつ,県民の皆さん方へのメッセージ的なものを,お一人ずつお伺いいたします。4番の方,いかがでございましょうか。
- 経験者4: 国民としてできるだけ積極的に、裁判員は、もし選ばれたら受けたほうがいいのではないのかなと思います。と言うのは、今まで世間で起きている事件というのは、やはり他人事でしか考えておりません。身近に捉えてみるということができましたので、いろんな事件に敏感になりました。裁判員制度についても、いろんな御意見を伺ったりとか、いろんなことをおっしゃる方がいらっしゃるんですけれども、やはりやってみないとわからないものが確かにあると思います。ですから、いろいろと協議していくためには、やはり実際に受けてみるというのはとても大事なことだと思いました。繰り返しになりますけど、量刑を決めるというのは非常に難しいと思いましたので、いろいろな事例を教えていただいて、非常にわかりやすく教えていただいたことが私たちの知識としてはよかったと思うんですけれども、被害者の立場になってしまうと、やはり厳しく気持ちが動いてしまうというところはありました。もし、死刑を求刑するような事件だったら、今回の皆様方はどうか知りませんけれども、

私はそれに耐えられたかどうかというのはちょっと心配な気がいたしま す。ですから,裁判員裁判に参加された方の精神的なケアみたいなもの はどのようになっているかというのは、ちょっと聞いてみたいなと思っ ているところであります。裁判を、こういうものをやってみて、事件だ けを考えなければならないということはよく理解したつもりなんですけ れども、やはりその人が罪を犯したときに、その背景ですとか生い立ち ですとか、本人の人生訓ですね、本当に自立をしていくという、自分の 生きていくプライドみたいを全く感じられなかったので,そういうもの が本当は根底にあって、そういうところを、実は私の教育系にいるんで すけれども,学生とのところでも,とても重要なのかなという気がして ます。日ごろから,やはり関心を持っておかなければならないのかなと。 いきなり,選ばれないだろうと単純に思って来たんですけれども,とん とん拍子に選ばれてしまって、いきなりその場で早速やりますというこ とになったので、もちろん万一のことを考えて、客観的にというか、常 識で考えると,思ってやるということは重々考えていただきましたけれ ども、やはり日ごろから関心を持っておかなければそういう準備もでき ませんし、なかなか実際にタッチするのは難しいことになると思います。 ですから、今後、いろんな意味で、私たちは裁判員制度を考えていかな いといけないんじゃないかなというふうに思いました。それは、私にと っても一つの収穫だったと思います。

司 会 者: ありがとうございました。それでは,5番の方,県民の方への何かメッセージ的なところをお話いただいてよろしいでしょうか。

経験者 5: 私も本当に自分とは無縁のものだと思ってましたので,裁判所からの通知が来て,何事が起こったのかというふうに最初思いました。最初に候補に選ばれた通知が来て,2回目に選任の手続に来てくださいという,今回は大きい封筒で2回目来たんですね。それを,ちょっと余談ですけ

れども、受け取ったのが、郵便局の方も裁判所からですよというふうに 持って来られて、母が受け取ったんですね。母が、裁判所から来たげな よみたいな感じで、帰ったら何か話してて、いや何も関係ない、関係な いっていうふうに言って、そのとき封筒をさっと隠し持ったんですけれ ども。母はちょっとおしゃべりなので、そういったことを触れまわすと いけないので,関係ない,関係ないというふうに言って。母以外しか知 らないんですね。私が裁判員でここに来ているということも、母だけは 知らないままで今終わってます。そういうような形で裁判員に参加させ ていただきましたけれども,本当にやってみないとわからないものでし たし,今回私がなって経験したことを職場のみんなにもパンフレットを 回して,封筒も全部持って行って,こういうふうなことが来て,こうい うふうになって、こういうふうになって進むんですよみたいな形で、自 分のコメントとかをつけて職場の人たちにも回覧しました。だから,2 0 名ですけれども,その人たちは,身近なものとして,今回私の経験を 踏まえて、受けとめることができたんじゃないかというふうには思いま す。そういうふうな形では、やっぱり自分の経験を伝えていかないとい けないし,大事な役を今回持たせていただいたというふうに思ってます。

司 会 者:ありがとうございました。3番の方,いかがでございましょうか。お願いします。

経験者3:僕はちょっと,正直,やらなくて良いならやらない方が良いんですけれども,実際やってみたらやってみたで,何がしか得るものがあるんじゃないかなとは思うんですけれども。ただ,これも,いろいろ話すといった段階に,ある程度のことは,打ち上げとか何とかの席上で俺は行ったんだよというような話がちょっと続いているんですけれども。それから先,あんまり楽しい話じゃないものですから,話が進まないんですよね。それをどういった形で皆さんされているのか,ちょっとそこら辺りが気

になるところでもあるから。当たったら,まず経験された方が良いと思 うんです。考え方も含めて,自分でも影響あったかと思うんです。

司 会 者:ありがとうございました。2番の方はいかがでございましょうか。

経験者2:林さんのほうからアドバイスをというようなお話をされましたけれども、 アドバイスするというレベルではございませんし,そういう立場でもな いので、本当に正直言うと終わってほっとしたというのが印象です。し たがって,良いことだからやりなさいというような言葉は述べても,心 の中ではなるべくならやらないほうが良いよというのが偽らざる心境で ございますが。いずれにせよ、後に続く方にアドバイスするような立場 ではございませんので,それは控えさせていただきます。ただ,所感と いうことでお許しをいただければ、今度の裁判員にしても、大変という のは、それ自体結構な状況と思われて、それ自体は決して悪いことでは ありません。危険を伴わないものであるならば,それは一つの経験でし ょう。したがって,一つの義務として,この仕事はそうした義務がある ことになろうとは思いますが、余りにリスクが多過ぎて、とてもとても。 一つだけ申し上げるのは、教育関係者とマスコミの方もこの場におられ るようですが、社会に対して、司法意識を深めることにかかっているん じゃないでしょうか。とんでもないことが時々起こっていて、嘘だろう というようなことが本当に起こっているんです。どうも、これは私ども の社会では平和ぼけしとるのかどうかわかりませんが、少なくとも法律 について言えば,いささか問題無しとはしない。その事実を直視すべき ことを私は反省しておるところでございます。縷々申し上げましたけれ ども、とても結論として、アドバイス云々ということは私は申し上げる 見識もございませんので、御遠慮させていただいて次に譲ります。以上 です。

司 会 者:ありがとうございました。それでは,最後に1番の方,お願いいたし

ます。

経験者 1: 常日ごろの市民生活という部分で言いますと,立法府だとか行政府とかの関わりは必ずあるんですね。でも,司法に関わる部分で言うと,今まではたぶん無かったはずですから,そういう意味で,私は,むしろそういう通知が来たら積極的に,家庭の事情あるいは仕事の事情等あるかもしれないですけれども,出たほうが良いということを言っています。アドバイスの中身につきましては,具体的には何らありませんけれども,三権の中で唯一ほとんど関わりが無かった司法と接触できる良い機会で,なおかつ受けた後,自分で,この考え方,随分変わるものがあるので積極的にやったほうが良いということを言っています。こう思います。

司 会 者:それでは,皆さんから,どうもありがとうございました。

(休憩)

第2 質疑応答

司 会 者:これから傍聴されています記者さんの方からの質問を,これから裁判 員経験者の方に受けていただくことになります。今日は代表質問は特に 用意されてないというふうにお聞きしてますので,それでは,もう出席 されている記者さん,どうぞ個別の質問をこれからお受けいたしますの で,どなたからでも結構ですので,どうぞ。ございませんか。どなたか らでも結構です。

毎日新聞: 1点聞きたいのは,裁判員を経験されて,被告の更生というか,皆さん 決められた刑期をどのように過ごすとか,そういうとこら辺で,経験されて何かと気になったりとか,感想をお持ちになったことはあるんでしょうかということをお聞きしたいですけれども。今,裁判というのが一つ大きな問題になってまして,裁判員さんの今までの意見の中でも再犯 をどう防ぐのかというのをもう少し考えなきゃいけないという御意見もありましたけれども、皆さんが経験された裁判の中でも、前科があって、また今回繰り返したという被告人もいたと思います。そういう点で、そういう背景もあってお聞きしたいということと。あと、刑期まで決めるのはどうかというお話もありましたけれども、その刑期を被告人がどう過ごすのかとかいう、そういう情報がもうちょっとあればまた違うのかなと、これは私の想像ですけれども、とも思うんですが。そういうことも含めて、何か皆さんが決められた、皆さんが結論を出された判決の刑期について、どんなふうに本人が過ごすのかと、そういう被告の更生について、何か経験されて思われるものがあれば、教えてください。

司 会 者:それでは,どなたからでも結構ですが,いかがでしょうか。どなたか, ございませんか。それでは,お一人ずつお伺いしてまいりましょうか。 5番の方,お伺いいたします。

経験者 5:今回自分が担当した方については、既に前科がある方でした。実際に今回数字が出たわけですけれども、その間どういうふうにその方が過ごされるのかとか、そういったことも、漠然と考えるようなことはそのときは無かったように思います。ただ、数字の刑期が終わったら、この方は出てくるんだろうねというふうな感じで話してただけだったように思います。何となく、前科がある方でしたので、また繰り返すのかなというふうな感じで、その場では話をしてました。自分のときは、そういうふうな感じでした。

司 会 者:ありがとうございました。お隣の4番の方,お願いいたします。

経験者4:私たちのグループも、被告が更生できるんだろうかというところを、一番、ある意味、話し合いというんでしょうか、御意見がいっぱい出たところだったと思います。それをどうしていくのか。そのためには、なぜその犯罪を犯したのか、その犯罪を犯した背景が何だったのかというと

ころを皆さんでいろいろ考えたときに、一つはもちろん経済的に前へ進 まなかったというところと,実はその事件の裏に見えて来ないもっと他 の要因もあったんじゃないかなというところまで皆さんの意見が出され てたんですね。でも、それは今回の中では全く事項としては挙げられな いということでしたので,この人が本当にと言うか,何年かの刑期を終 えて出て来たときに,同じようなことになるんじゃないか。家族のサ ポートが受けられる状況が見えませんし、本人が何らかの形で自立でき るだろうかというところ。非常に皆さんで実は話し合いが出たところで す。被告の人が,刑務所に入ったら自分がいろんな技術を覚えて,それ を覚えて、出所したらそれで生活をしたいというようなことを言ってた んですけれども、そういうことができるような教育施設がどれぐらいあ るんだろうかということも知りませんでしたので、裁判長とかにお聞き しました。でも、収容されるところにそういうものがあるかどうかとい うのはわからないということでしたので,その辺りは私どもにはどうす ることもできないというところです。ですから、本当に本人がやり直し をしたいと思って、資格を取れるものができるのかどうかですね。その 辺りは,ちょっと教えていただきたい。逆にこちらが教えていただきた いと思います。それから、再犯をどうするのかというところは、全く、 意見がいっぱい出た段階でどうしたらいいんだろうということは、結論 はもちろん出ないわけですけれども、一つはその人を何らかの形で導い てあげるような人,家族でも親でもいいんですけれども,そういう人た ちが最終的にはできなくなってしまうというところは,じゃあ一体誰が それをやるんだろうというところで、いつも結論出ないまま、どうした ら良いだろうというところで実は終わっております。以上です。

司 会 者: ありがとうございました。それでは,3番の方,いかがでございましょうか。

経験者3:まず、どういうふうに過ごすのか、そういうのは普通テレビのドラマとかを見て、それぐらいの情報しかまずありませんね。そう考えてみると、結局、刑務所の中で、欲望なり、やりたいこと、したいこと、一切取り上げてしまって生活をさせる、反省をさせる、そういうことと僕は考えています。それと再犯の可能性なんですけれども、被害者も加害者も、お子さんも奥さんも居られるというような家庭だったんで、出所後は親子で生活して行くという証言と言うのか、意見が出たんで、そちらの方にある程度かけてみたいなという意見はあったんですけれども、そこがちょっと、揺れるところではありました。以上です。

司 会 者:ありがとうございました。2番の方,いかがでございましょうか。

経験者2:なかなか回答しづらいお話でありまして,裁判所から来た手紙によって 大役を仰せつかってやりましたので、個々の被告についての思い入れは、 途中からはあるんですけれども,なるべく感情的な移入をしないように と努めてまいりました。したがいまして,7年か8年か,刑務所の云々 は想像しないように努めました。それで一応クローズになったんですが, 何年か後には、あいつが言ったのは嘘だったということになると思いま す。そう強く思います。私は素人ですからとてもとても述べられません が,内科とか心療内科とか外科とかあるように,そういった専門の,犯 罪者についての病気としての捉え方もこれからは必要になるんじゃない かなと思いながら帰りました。犯罪は当然,許すべからざることで,特 に被害者の方の立場に立てば、喚きたくなる気持ちはよくわかるんです。 まさしくそういう感情には,人間ですから当然のことでございますが, やはりこれを病気として見た場合に、また違う目線も出るんじゃないか と。幸い裁判官の方とか検察の方が、それぞれおられるから何とかバラ ンスが取れてますが,これがもしバランスが崩れる事態になった場合に は、ちょっと怖いなと思いつつ帰りました。最後に、自分がそういう席

に立つようになるかもしれないなと。こういうことがないようにしなきゃならんなと。つまり自分が被告になる可能性も無いわけでは無いんで,それを気をつけなきゃいけないなという気持ちだけが収穫と言えば収穫かもしれません。以上です。

司 会 者:1番の方,いかがでございましょうか。

経験者 1: 再犯についてですけれども、何か良いアイデアあるかと言いますと、残念ながら思いつきません。意見書の中で、更生する期間、人によって違うんでしょうけれども、そういう刑期を決める段階で、この人は更生してほしい、あるいは更生するだろうというような感情が入るかもしれません。なおかつ、それが知ってやられた場合は、社会復帰して、その人にとって多分全部がマイナスでなくて、プラス面も残っている。それを多分信じるしかないと思います。

司 会 者: ありがとうございました。他の記者の方から質問ございませんか。ど なたかいかがでしょうか。どうぞ,お隣の記者さん,どうぞ。

日経新聞:裁判員裁判の対象とする事件について,性犯罪事件ですとか暴力団事件, あと,死刑を求刑するかどうか,またかなり重大な事件という,対象事件としてこういうことは省いていくべきだ,私たちが抱えていいのか。 そういうことを考えたことがもしありましたら,教えていただきたい。

司 会 者:裁判員裁判の対象事件として,性犯罪,あるいは暴力団の被告人,あるいは死刑が求刑されるような重大事件,そういう様なものについて裁判員裁判の対象から除くべきだというようなことをお考えになられたことがあるかどうかという,そういう趣旨で理解するわけでしょうかね。それでは皆さん方,御意見いかがでしょうか。今日の意見交換会の中でも少しその話出ておりましたが,どなたかございませんでしょうか。3番の方,いかがでございましょうか。

経験者3:死刑はちょっと,自分には重過ぎます。後を考えたら,人を一人殺すわ

けですよね,良し悪しは別にして。悪い場合は,まあ殺すんでしょうけれども。自分は出せません。

司 会 者:2番の方,いかがでございましょうか。

経験者2:議論が裁判員の受けとめ方はどうかということで, 死刑制度の文言につ いてではありませんので,それは触れるべきではないのでしょうけれど も敢えて申し上げますれば,死刑制度に関する本を少し読む機会があり ましたので,それによりますと,受け売りですけれども,死刑制度があ ったから犯罪が減るとか減らないとかいう趣旨のことが書いてありまし た。それはそうでしょう。例えば、自分の身内が、私たちがこの間裁判 員裁判でやったように,身内が被害に遭った,暴力団に遭った,性犯罪 に遭った。私はその場でも言うたんですけれども、皆さんそうでしょう けれども、私は父親として、それを関わった場合には相手を殺しますね。 間違いなくやります。相手が1人か2人かは関係ありません。絶対にや るでしょう。皆さんはそう思わないですか。それで死刑になっても,こ れは構わんと思います。したがって、死刑判決もあるでしょうし、そう いう判断をしなさいと投げかけます。ただし、その前に、先ほど言った ように、これは病気じゃないかというアプローチをやらないと、素人が 軽々に結論にジャンプするのはやはりよろしくないと思います。黒に近 いグレー,白に近いグレーもあるわけですから,その人に合った捉え方 が当然あると思うんです。今、日本はまるで平和過ぎてそれに目を向け たがりませんけれども、私もそうでしたけれども、そろそろそういった 暗い面にも目を向けて,ある程度ステップを,いろんな解決方法がある と思いますから、それはやらなきゃいけない時期じゃないでしょうか。 つまり,専門家だけではなく我々一般人もやりなさいというのがこの裁 判員制度の趣旨だと私は思います。 したがって , 命じられたことについ ては、ベストを尽くして、議論を尽くします。死刑制度抜きだったら、

しません。私個人の意見です。

司 会 者:1番の方,いかがでございましょうか。

経験者 1: 先ほどの具体的な三つの犯罪についてですけれども、それも含めて、私は関わらなくちゃいかんというときに、私は拒否いたしません。関わるということです。ただ、個人的にどうしても関わりたくないのが一つございまして、それは子殺し、親殺しの関係です。その殺人だけは、個人的には関わりたくないです。理由は、多分、感情が多分、先に立つ事態になってしまって正常な判断ができなくなるんじゃないかと思っているからです。

司 会 者:ありがとうございました。5番の方はいかがでございましょうか。

経験者5:自分に回ってきたら、やはりそのとき受けるだろうとは思いますけれども、死刑とかそういうふうな極悪なものについて判断が正確にできるかどうかということについては、すごい不安があります。多分結論づけるのは難しいことだと思いますけれども、機会があればそういうふうなことにも携わることも必要じゃないかなというふうには思います。

司 会 者:ありがとうございました。それでは,お隣の4番の方,いかがでござ いましょうか。

経験者4:どういう事件を外すべきかというところでよろしいんですね。先ほど挙 げられた犯罪についてはということではなく,やはり私は,先程おっしゃった方もいらっしゃいましたけれども,やはりまず刑期を決めるというところを考えていただかないといけないんじゃないかなと。そこを外していただくことで,性犯罪であっても,暴力団の事件であっても,死 刑に関わる事件であっても,私たちの意見は国民としてきちっと見ていかなくちゃいけないんじゃないかなと思ってますので,まずそちらの方から考えていただきたいと,このように思います。

司 会 者:ありがとうございました。あとお一人ぐらいいきましょうか。どなた

かございますか。はい,どうぞ。

- 西日本新聞: 刑期のお話と関連して, 控訴審では裁判員裁判判決を尊重するという流れになっていると思うんですけれども, その自信が仮にないまま刑期を決めた場合に, 控訴審が同じ結論になってしまうんじゃないかというようなことについて, もしお考えがあればお願いします。
- 司 会 者:1審で自信がない。ちょっと質問の御趣旨,もう一回,ちょっと確認 させていただけませんか。
- 西日本新聞:皆さん言われた,有期を自分が決めていいんだろうかと,知らないのに決めていいんだろうかという気持ちで仮に結論を出さないといけなかった場合に,その控訴審でそのまま通ってしまうんじゃないかとか,控訴審は控訴審できちんと決めてもらいたいというお気持ちとかがもしあればという。
- 司 会 者: どなたか,今の御質問に対して,御意見いかがでしょうか。3番の方, どうぞ。
- 経験者3:それは別に問題ないんじゃないですか。次の,上の裁判で,専門家がきちっと議論するわけですよね,これ。ある程度の基盤になるかもしれないけど,仮にも専門家がきちっとまた結論を出すわけですね。それは別に問題ないと思いますけれども。
- 司 会 者:ほかにどなたか,御意見ございますか。1番の方,どうぞ。
- 経験者 1:まず、この裁判員制度のポイントなんですけれども、先ほど県民の方にアドバイスということがございましたけれども、一つ、全く専門知識、あるいは特殊な知識、予備知識、あるいは予習復習の類ですね、そういったやつがなくても、参加できるよということを、声を大にして言いたかったんですね。先ほどの控訴審の問題、過去の大きな裁判で、逆転無罪だとか、死刑の方が無罪になったとか、そういった類のやつも含めてたくさん事例がありました。ですから当然、1審と2審が結論が違うと

いうことは出てきて不思議じゃありませんし,それを取り立ててという 気持ちにはならないです。当然あると思います。

司 会 者: ありがとうございました。この程度でよろしいでしょうか。それでは, よろしいでしょうか。この程度で,記者さんの質問,終わらせていただいてよろしいでしょうかね。それでは,これで意見交換会並びに記者さんの質問を終了させていただきます。どうもお疲れさまでした。